

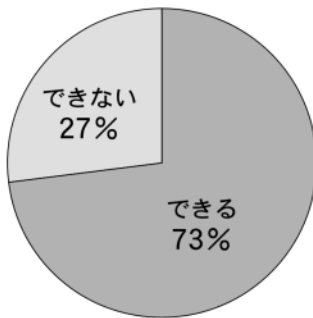
## 消費税引き上げに対するアンケート調査報告 価格転嫁できるとの回答が73%

当所では、今年度「消費税転嫁対策相談事業」の一環としまして12月に会員事業所を対象としたアンケート調査を実施し、このたびその結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

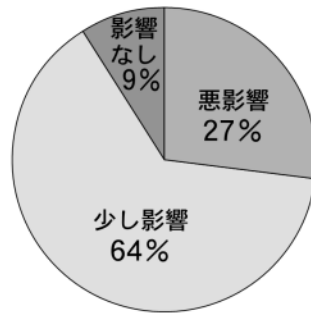
今回の調査結果では、消費税率の引き上げに対し、7割の事業所が価格転嫁できると回答しているものの、売上や収益に対する影響については9割の事業者が少なからず影響があると回答しています。

また、価格の表示方法については5割の事業者が税抜表示を選択（予定含む）する結果となりました。

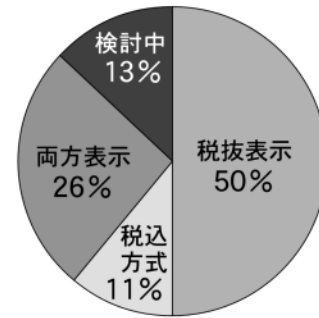
価格に転嫁できますか



増税に伴う売上や収益への影響について



増税に伴う価格表示方法  
(予定も含む)



■ 調査時期	平成25年12月
■ 調査対象	当所会員
■ 有効回答数	76件
■ 業種構成	
	機械金属業 12%
	建設業 21%
	繊維工業 4%
	木材業 8%
	水産加工業 8%
	サービス業 17%
	小売業 17%
	卸売業 13%

平成26年4月に8%へ

### 消費税引き上げに備えた対策はお済みですか？

今回の消費税引き上げは、価格転嫁ができなければ、利益の縮減等経営に大きな影響を及ぼします。

当所では「消費税転嫁対策相談窓口」を設置し、相談に対応しています。また、下記の機関でも消費税の転嫁および表示方法などに関する相談を受け付けています。

- ① 転嫁拒否等の行為の是正、  
転嫁カルテル・表示カルテルに関する問い合わせ先  
公正取引委員会取引企画課：03-3581-5471（代表）
- ② 転嫁を阻害する表示の是正に関する問い合わせ先  
消費者庁表示対策課：03-3507-8800（代表）
- ③ 消費税の総額表示義務の特例に関する問い合わせ先  
財務省主税局税制第二課：03-3581-4111（代表）